

もくさくえき ちくさくえき  
木酢液・竹酢液って何？



3か月以上静置します



木酢液・竹酢液の成分の約90%が水分で、残り10%には酢酸を主成分とした約200種類の有機化合物が含まれています。多くの成分の混合物である

木酢液・竹酢液とは、樹木や竹を原料として木炭や竹炭をつくる時に、発生する煙の成分を冷やして得られた水溶液のことをいいます。木炭や竹炭と同じ、**特用林産物**です。

日本特用林産振興会



木・竹酢液は、天然物由来のウッドケミカル(林産化学製品)であり、実に多様な働きを持っています。採取した後、3か月間以上静置したのち、下層部の木タールなどの沈殿物と、上層部の軽質油を除いた、中間層を使用します。

何に使うの？

木酢液、竹酢液は、有機農産物の JAS 規格における「肥料および土壌改良資材」として認められています。農業や家庭園芸用として多く使用されています。

その他にも消臭・忌避用、薫製食品製造用、動物飼料添加用などとして、昔から身近な生活の中でいろいろな用途に使われてきました。



薫製食品用(ハム、魚等)

野菜・果樹栽培



広がる農業・園芸への利用

木酢液・竹酢液は、昔から土壌改良、植物活性、病虫害対策として利用されています。土壌改良では、主成分である酢酸などの成分が、微生物の種類によって感受性が大きく異なる性質を利用したものであり、直接的な効果ではなく、間接的な効果を利用しています。

木酢液・竹酢液は自然にやさしい農園芸資材として、今後の利用が大いに期待されています。

もくちくさくえきにんしょうきようぎかい

# 木竹酢液認証協議会の認証制度について

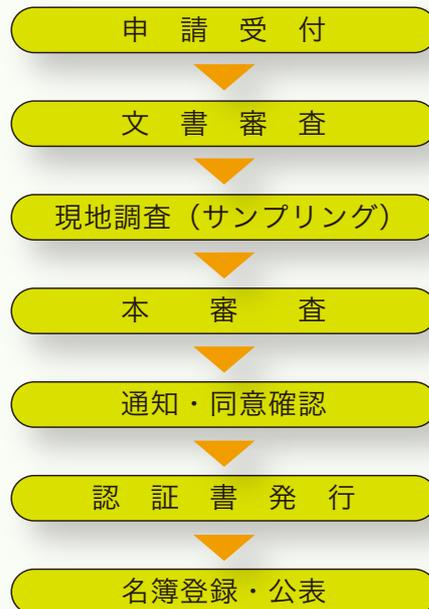
農業、その他で有効利用されてきた木酢液、竹酢液は、多くの生産者が小規模で、原材料や製造方法等が少しずつ異なるため、品質等にバラツキがありました。このため、業界6団体は品質の安定した木酢液、竹酢液を提供するため、長年にわたり規格、認証制度等について検討してきました。そして平成15年12月に「木竹酢液認証協議会」を設け、平成17年2月に「木竹酢液認証制度」の運用を開始しました。

本認証制度の適用範囲は農業用資材（消臭剤、小動物用忌避剤きひざいを含む）に限られており、その目的は「木酢液、竹酢液の規格」の認知・利用等を促進することにより、品質を向上させ、生産・流通の安定化を図り、消費者の信頼を得るとともに木酢液、竹酢液の需要拡大を図ることにあります。

木竹酢液の認証制度の主な手順は右の図の通りです。詳細につきましては木竹酢液認証協議会のホームページをご参照下さい。

<http://www.mokutikusaku.net/>

●木竹酢液認証の主な手順



※認証後も、年1回の検査（サーベイランス）を行っています

## 木竹酢液認証協議会の認証マーク



このマークは、木酢液・竹酢液及び木炭・竹炭の業界6団体で構成されている「木竹酢液認証協議会」が、木酢液・竹酢液の品質の向上、生産の安定化及び消費者の信頼を得ることを目的に発足させた認証制度に基づいて、原材料、製造設備、生産体制、品質管理及び製品等を定められた規格に適合しているかを、文書審査及び現地調査を実施して認証したマークです。

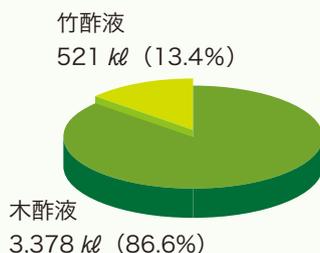
認証を受けた木酢液・竹酢液商品にはこのマークが付けられています。

## 木酢液、竹酢液の生産量と主な産地

●2005年 (H17) の生産量



●2006年 (H18) の生産量



●木酢液の主な産地

岩手県	1,322 kl
宮崎県	391 kl
福島県	324 kl
北海道	142 kl
熊本県	140 kl
和歌山県	136 kl

●竹酢液の主な産地

香川県	93 kl
鹿児島県	53 kl
静岡県	39 kl
福島県	34 kl
熊本県	29 kl
京都府	28 kl

(林野庁調べ。主な産地の生産量は2006年実績)